

まちづくり編



5. 市民力・地域力の 活性化

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

つながりと交流のあるまち

人と人がつながり、絆のある地域が自立しながら、多様な交流にあふれる『つながりと交流のあるまち』を目指します。

施策の大綱

市民力・地域力の活性化

基本施策

自立した地域まちづくり活動の促進

市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進

共生社会の推進



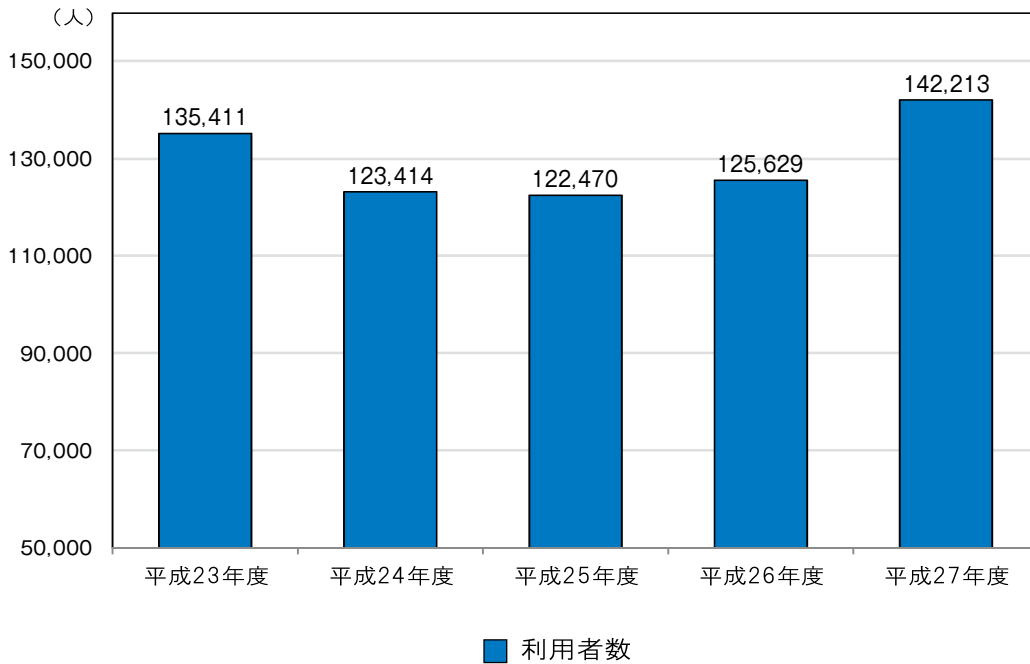
5. 市民力・地域力の活性化

(1) 自立した地域まちづくり活動の促進

現状と課題

- 人口減少や高齢化、核家族化など、地域を取り巻く状況が変化する中で、多様化する地域課題解決に向け、従来の地域自治を見直す必要性が高まっています。全国的にも、新たな地域自治の形として、自治会のみならず、老人会、婦人会、PTA、市民活動団体、企業など様々な主体が構成員となる地域まちづくり協議会の組織化が進められてきました。こうした中、本市においても、平成28年4月に地域まちづくり協議会の位置付け等を明らかにする亀山市地域まちづくり協議会条例を施行し、同年5月には、市内全域に地域まちづくり協議会が設立され、構成員間での情報共有や合意形成のしくみができあがることで、地域課題の解決に向けて、自分たちで考え、責任を持って行動する取り組みが始まっています。今後は、市と地域が連携して課題解決に向けて取り組む必要があることから、地域まちづくり協議会を中心とした新たな地域自治のしくみが十分に機能していくよう、地域まちづくり活動に対する総合的な支援が求められます。
- 地域まちづくり協議会を中心とした地域の主体的な活動の環境の整備と並行して、その活動拠点となる地区コミュニティセンター等については、関南部地区コミュニティセンターが新たに完成するなど、活動の活性化につながる施設整備を実施してきました。一方、活動拠点施設の中には老朽化が進んでいるものもあり、また、地域まちづくり活動が活発になることに伴う施設の充実の必要性なども考えられることから、今後も適切な維持管理や計画的な整備等の対応が求められます。
- 地域では高齢化が進むとともに、近隣関係が希薄化し、次世代の地域活動の担い手となる人材が不足しています。その一方で、本市の中学生・高校生は地域活動に参加する割合が高いという調査結果もあります。今後、地域レベルでも人口減少が進む中で、世代を越えてまちづくりに参加することが求められることから、地域自治に対する意識を高め、若者や子育て世代を含めたすべての世代のまちづくりへの参加を促すことが必要です。

■地域まちづくり活動拠点施設の利用者の推移



(資料：地域づくり支援室)

目指す姿

市民が、地域まちづくり協議会の活動を通して、地域の課題解決に向かい、自立した地域づくりに取り組んでいます。

成果指標

指 標	現状値	目標値
地域まちづくり計画に基づき事業を展開する地域まちづくり協議会の数	3協議会 (平成27年度末現在)	22協議会 (平成33年度末現在)
地域活動拠点施設の利用者数	142,213人 (平成27年度)	150,000人 (平成33年度)
ホームページにより情報発信している地域まちづくり協議会の数	8協議会 (平成27年度末現在)	22協議会 (平成33年度末現在)

施策の方向

①地域まちづくり活動の活性化

- ◆地域まちづくり協議会における、それぞれの地域の将来目標やまちづくりの基本方針及びその主な取り組みを定めた地域まちづくり計画の策定及び計画推進に関する活動を支援します。
- ◆地域まちづくり協議会に対し、それぞれの地域特性に応じた主体的な地域まちづくり活動を推進するための財政的支援を行います。
- ◆ICTの利活用による地域まちづくり協議会の情報発信を促進するとともに、相互の情報交換・情報共有ができるしくみづくりを進めます。

②地域まちづくり活動拠点施設の充実

- ◆地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実に図ります。

③地域まちづくり協議会の組織強化

- ◆地域まちづくり協議会が継続した活動を展開できるよう、地域で活躍できる地域リーダーの発掘及び育成を支援します。
- ◆講座や研修会等を活用して、若者世代など多様な市民が地域まちづくりに参画するよう、市民意識の啓発に取り組めます。
- ◆地域まちづくり協議会を構成する自治会や老人会、婦人会、PTAなど様々な主体間の連携協力を支援します。

④地域まちづくり協議会との連携強化

- ◆地域まちづくり協議会と行政が協働して地域課題解決に取り組むことができるよう、庁内体制の整備等を推進します。



5. 市民力・地域力の活性化

(2) 市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進

現状と課題

- 本市は、亀山市まちづくり基本条例に基づき、亀山市らしいまちづくりを進めており、その基本原則の中でも市民との協働の考え方を明らかにしています。その具体的な手法として、協働事業提案制度や市民活動応援制度などの制度を活用し、協働のまちづくりを進めてきました。今後人口減少や超高齢化が進む中においては、こうした取り組みをさらに発展させていく必要があります。
- まちづくりへの市民参画・協働を進めるうえでは、市民同士あるいは市民と行政とが情報を共有し、課題に対する認識を共有することが不可欠です。一方、スマートフォン^{*1}など携帯端末やSNS^{*2}の普及などが進み、情報が行政や組織からの一方的な発信だけではなく、市民発の情報発信や市民間での情報交流が活発になっています。市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、多様な媒体を駆使しながら、まちづくりに関する情報の発信や広聴・コミュニケーションを行うことが求められます。また、だれもが情報にアクセスしやすい環境を整えることも必要です。
- 本市では、様々な分野における市民活動が展開されており、協働事業提案制度や市民活動応援制度を設け、市民と行政の協働や市民活動の支援を図ってきました。しかし、市民活動団体のネットワークである亀山市民ネット^{*3}の登録団体数は、一定数まで増加後、停滞をしており、活動主体の固定化が見られます。また、協働事業提案制度の提案件数は、減少傾向にあります。今後は、既存制度の有効活用などにより、市民活動の充実に努める必要があります。また、地域活動や社会活動への参加が少ない若者が、市政や市民活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。
- 本市では、歴史文化資源やスポーツ活動などを通じた、各分野における市民ぐるみの都市間交流が進められています。こうした都市間交流については、高齢者世代の参加が多く、若い世代の参加が少ないことから、今後は、若い世代を含めた市民や市民活動団体、事業者との協働による都市間交流を進めることで、圏域の活力を高めていくことが求められます。
- 地方創生の流れの中、全国的に地方移住への気運が高まり、地方への新しい人の流れが生まれつつあります。あわせて、地方ではそれぞれの地域の魅力を発信し、地方に目を向けてもらうようシティプロモーションの取り組みが進んでいます。本市も、県や周辺市町と連携しつつ、首都圏などでのプロモーション活動を展開しています。しかし、全国的に見れば亀山市の知名度は低いことから、本市の多彩な魅力についての積極的なプロモーション活動を展開しつつ、地域資源に磨きをかけることによって、様々な人が訪れる魅力的なまちを目指すことが求められます。さらに、こうした交流促進の取り組みにより、若者の回帰などの移住・定住や地域活力の向上へつなげることが重要です。

■協働事業提案制度に基づく協働事業実施件数の推移

単位:件

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市民提案	3	2	1	1	1	2
行政提案	0	0	2	1	0	0
合計	3	2	3	2	1	2

(資料:共生社会推進室)

^{*1} 個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話のこと。
^{*2} インターネット上で人と人の社会的なつながりを構築できるサービスのこと。
^{*3} 市民と亀山市が協働で制作したホームページで、ボランティアや市民活動団体が相互に情報交流できる場のこと。

目指す姿

多様な主体が、参画・協働してまちづくりに取り組み、交流により活発な活動を行っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
かめやま若者未来会議の登録者数（累計）	35人 （平成28年9月末日現在）	60人 （平成33年度末現在）
市ホームページのトップページアクセス数	588,177件 （平成27年度）	620,000件 （平成33年度）
協働事業提案制度の実施件数（累計）	22件 （平成28年度）	27件 （平成33年度）
移住相談後の移住件数	0件 （平成28年9月末日現在）	30件 （平成33年度末現在）

施策の方向

① 市民参画・協働の促進

- ◆市民の声をまちづくりに生かせるよう、様々な分野の計画段階から実施・検証に至るまで市民の意見を広く聴く機会を確保します。
- ◆市民がいつでも、どこでも必要な情報を取得できるよう、多様な媒体を介した情報発信の充実を図るとともに、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実を図ります。
- ◆協働事業提案制度などを用いて、多様な主体と行政の協働によるまちづくりを推進します。
- ◆若者の力によって地域の活力を生み出せるよう、若者同士の交流機会の創出など、若者世代の積極的なまちづくりへの参画を促進します。

② 市民活動の活性化

- ◆新たな市民活動の芽生えや既存の市民活動の活性化を図るために、協働に関する意識啓発や情報発信・研修を行います。
- ◆協働の指針に基づく補助金制度や市民活動応援制度による支援や、市民活動に関する相談受付など、活動の状況に応じた的確な対応を図ります。
- ◆市民の自主的な活動を支え、協働を推進する拠点施設である「みらい」の機能を充実します。

③ 市民交流・地域間交流の促進

- ◆市民や市民活動団体間の相互理解や連帯感を醸成するため、イベントや地域行事など様々な機会を通じて市民交流を促進します。
- ◆地域への愛着を育むとともに地域の魅力や活力を高めるため、市民や市民活動団体等と協働し、歴史文化、自然など共通性のある自治体との都市間交流を推進します。

④ 移住交流の促進

- ◆本市が移住先として選ばれるため、県等と連携し、移住に関する情報発信や相談体制の充実を図るとともに、地域資源を活用した移住体験機会の提供を図ります。
- ◆移住希望者が本市で住み慣れるため、地域住民との交流の場づくりや空き家情報バンク登録物件の掘り起こしなど地域と連携した受入体制を整備します。
- ◆本市の多彩な魅力を積極的に推し出すシティプロモーションを推進し、移住希望者に対する認知度の向上を図り、移住・転入へつなげます。
- ◆若者の市外への流出に歯止めをかけるとともに、移住・定住を加速させることを目的として、大学等の在学中に借り入れた奨学金等の返還金に対する助成支援など、関係機関と連携したUIJターン^{*4}を促進する取り組みを進めます。

※4 Uターンは地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ることで、Iターンは出身地とは別の地方に移り住むこと、Jターンは地方から都市部へ移住した人が生まれ故郷の近くの都市に戻り定住すること。これらを合わせた総称。



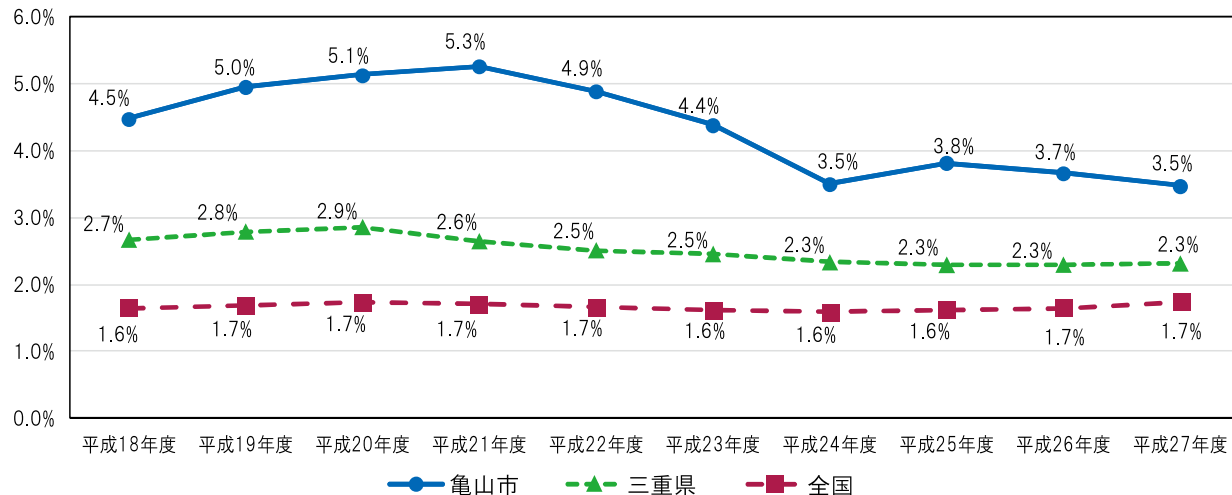
5. 市民力・地域力の活性化

(3) 共生社会の推進

現状と課題

- 本市は平成25年度に「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」を制定し、地域、学校、家庭などあらゆる場面において、人権尊重の視点を持ち、各種の施策に取り組むこととしています。また、男女共同参画の分野においては、平成20年度に「亀山市男女が生き生き輝く条例」を制定したほか、本市の特徴的な取り組みとして、「亀山市の家族の時間づくり」に取り組み、幼稚園、小中学校や事業所の協力を得て、休みをマッチングして、ワーク・ライフ・バランス^{*1}の普及を図ってきました。そして、多文化共生については、本市は、外国人集住都市会議に加盟し、外国人住民にかかる問題の調査研究や情報交換をしており、日本人と外国人がお互いの文化を理解できるよう様々な取り組みを行ってきました。今後は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合って、ともに暮らしていくことのできる社会づくりが求められています。
- 性別、年齢、国籍の違いや障がいの有無などに関わらず、社会を構成する様々な人が、それぞれの人間性を尊重されながらともに生きる社会を築いていくことが、現代に生きる私たちの使命であると言えます。本市においても平成27年度に人権施策基本方針を策定し、人権施策に総合的に取り組んでいます。また人間性を育む学校においても、子どもの発達段階に合わせて人権感覚を身に付け、実践行動力を高められるよう、道徳をはじめ教育活動全体を通じて人権教育に取り組んでいます。基本的人権は普遍的なものである一方、インターネット利用に起因する人権侵害やLGBT^{**2}をはじめとする性的マイノリティ^{**3}の人たちへの偏見など、人権問題は社会の変化とともに移り変わっていくことから、こうした問題に対応しつつ人権啓発、人権教育に取り組んでいくことが必要です。
- 人口減少が進む中で、性別に関わらずだれもが輝き、活躍できる社会としていくことが求められています。本市でも、男女共同参画基本計画に基づき、講演会や各種教室などの学習機会の提供や、学校教育・社会教育における意識啓発を行うとともに、審議会等における女性登用を進めてきました。一方で、男女共同参画に逆行するセクシュアル・ハラスメント^{**4}、マタニティ・パタニティハラスメント^{**5}やDV^{**6}の問題も顕在化してきています。性別にかかわらずだれもが安心して暮らし、輝ける社会づくりに向けて、引き続き、男女共同参画の意識を高めるとともに、働き方をはじめとする社会のしくみの変革を促していくことが必要です。
- 本市は外国人が多く定住することから、これまでも市民活動団体の運営による在住・在勤の外国人向けの日本語教室の開催などを通じて、日本の生活習慣や文化を学ぶ機会を提供し、外国人住民と交流しながらお互いの理解を深めてきました。また、学校においても、日本語での学習に困難がある児童生徒への学習支援として、通訳や相談員を配置するなどしています。景気の変動により、外国人労働者も減少が見られ、外国人住民もピーク時の60%程度に減少していますが、一方で国籍の多様化が見られます。社会のグローバル化が進む中で、多文化共生を目指し、外国人への理解を深めるとともに、外国人住民が日常生活に困らないよう情報提供を進めていくことが必要です。

■人口に対する在留外国人の割合



※平成23年度以前は登録外国人数（資料：在留外国人統計）

^{*1} ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすいしくみをつくること。2007(平成19)年12月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。
^{*2} 性的少数派を指す言葉で、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字から取ったもの。
^{*3} 性的少数派。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーや性同一性障がいの人などを指す。

目指す姿

市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
人権啓発イベント参画団体数	21団体 (平成28年度)	24団体 (平成33年度)
審議会等における女性の登用率	36.1% (平成28年4月1日現在)	40.0% (平成33年度末現在)
ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数（累計）	— (平成28年度)	6社 (平成33年度)
日本語教室の年間延べ受講者数	648人 (平成27年度)	700人 (平成33年度)

施策の方向

① 人権を尊重し合えるまちづくりの推進

- ◆ 行政のあらゆる分野の施策推進において、人権尊重の視点に立つて取り組むとともに、市民一人ひとりの人権感覚を磨き、人権の視点を広げて、あらゆる人権問題に総合的に取り組みます。
- ◆ 人権意識を高めるため、市民活動団体や地域、学校と連携を図り、あらゆる機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、幼児期から生涯にわたるライフステージにおいて人権教育を推進します。
- ◆ 複雑・多様化する人権問題の解決に向けて、法務局などの関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

② 男女共同参画の推進

- ◆ 男女が生き生きと輝く男女共同参画意識の高揚を図るため、様々な手段による啓発活動や情報提供、学習機会の充実に努めます。
- ◆ 男女が対等な立場で参画し責任を担うまちづくりに向けて、市の政策・方針決定過程の場への女性の参画を積極的に進めるとともに、職場や地域において、それぞれの能力が発揮できる環境づくりを推進します。
- ◆ 男女が心身ともに健やかに安心して暮らせるよう、セクシュアル・ハラスメント、DV、ストーカー行為などの悩みや暴力等に対する相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化による被害者の自立に向けた支援を行います。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ◆ だれもが自らの能力を発揮しながら、夢や希望を持ち人生を楽しむため、労働時間の見直しや休暇取得の促進、柔軟な勤務体系の導入などの「働き方改革」に率先して取り組むとともに、個人や市内事業所や関係団体等に対する意識啓発を図ります。
- ◆ 男女が安心して仕事と育児の両立ができる職場環境の整備を一層推進するため、長時間労働の抑制や休暇取得の促進などを積極的に進める市内の事業所の取り組みを支援します。

④ 多文化共生の推進

- ◆ 関係団体の協力を得ながら、やさしい日本語の普及や日本語等の学習機会など相互理解が深まる取り組みの充実を図ります。
- ◆ 生活の利便性や災害時対応など暮らしに関わる情報提供を行うとともに、仕事や子育てなど様々な分野に対する多言語での相談体制の充実を図るなど、外国人の暮らしの不安解消に努めます。
- ◆ 地域における国際交流が活発化するよう、国際交流団体の活動を支援します。

※4 相手の意に反した性的言動(嫌がらせ)を行い、相手を不快な思いにさせること。

※5 マタニティ・ハラスメントとは、働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産・育児に関して、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。一方、パタニティ・ハラスメントとは、働く男性が育児休業を取ったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げたり、嫌がらせをしたりすること。

※6 Domestic Violenceの略。夫婦や恋人、元夫婦や元恋人など、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。